

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を
改正する政令（案）」に対する意見募集の実施結果について
（国際希少野生動植物種の追加及び削除等）

1. 募集意見の概要

(1) 意見募集の周知方法

環境省ホームページへの掲載及び記者発表

(2) 資料の入手方法

窓口配布、インターネットによる上記ホームページの閲覧、郵送

(3) 意見提出期間

平成 28 年 11 月 8 日（火）～12 月 7 日（水） 30 日間

(4) 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール

(5) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課

2. 意見募集結果

(1) 意見提出件数

提出方法	数
郵送	0 通
FAX	2 通
電子メール	3 通
計	5 通

(2) 整理した意見の総数

- ・今回の改正政令案に係るもの 7 件
- ・その他の意見 2 件

(3) 意見等の概要と意見に対する考え方について

意見概要 (※)	件数	理由概要	頂いた意見に対する考え方
【今回の政令改正案に係るもの】			
1 せんざんこう科の全形を保持した皮を譲渡規制の対象とすることには反対である。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に合法に仕入れたセンザンコウの皮革を大量に保有しており、今後それらの売買にあたって登録が必要となることは、手続きの煩雑さ及び登録費用の双方の面で、業務に多大な影響が予想される。 	<p>種の保存法では、国際希少野生動植物種の器官であって、「社会通念上需要が生じる可能性があるため、法に基づき種の保存のための措置を講ずる必要がある、かつ種を容易に識別することができるもの」を、規制の対象となる「器官」に指定しています。せんざんこう科の皮については、製品の原材料等として国内で流通しており、せんざんこう科以外の種の皮とも識別が可能であるため、譲渡し等の規制の対象とすることが適当だと考えます。</p>
2 せんざんこう科の皮及び皮革製品を、「原材料器官等」に指定することに賛成。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・せんざんこうの皮革製品は既に市場に数多く出回っているため、それら一つ一つに登録を求めることは非現実的である。 ・商売上の観点からは、全形を保持した皮についても譲渡規制からの除外を希望したいところではあるが、今後、密輸入された皮との区別を明らかにするという観点からは、譲渡にあたって登録が必要となることはやむを得ない。 	<p>頂いた御意見は、今後の施策の参考とします。</p>
3 せんざんこう科の皮及び皮革製品を、「原材料器官等」に指定することに反対。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・せんざんこう科の皮革製品は、牛革や爬虫類の革の製品ほど一般的に流通していない。輸入量も少ない。 	<p>せんざんこう科の皮及び皮革製品は国内で流通しているため、「器官・加工品」に指定し、規制の対象とする必要があるものの、製品等は国内で</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・国内の在庫については、原材料器官に指定せずとも、登録することで国内取引は可能である。 	<p>多数流通しており個々に登録を求めることは実務上困難であり、原材料器官等に指定することは適当だと考えます。</p>
4	<p>せんざんこう科について、その鱗・皮だけでなく「身肉」も「器官」に指定し、また身肉を用いた加工品も、法における「加工品」に指定して譲渡を規制すべきである。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> ・中国等では、せんざんこうの主な用途として、食肉利用が知られており、今後、日本でも身肉の需要が高まる危険性は否定できない。また、身肉が伝統薬に使用されているとの報告がある。 ・需要の増加や刺激につながる可能性を極力排除すべきである。 	<p>現在、せんざんこう科の肉が国内で流通しているとの情報はなく、新たに需要が生じる可能性があるとも言えないため、「身肉及びその加工品」を規制対象にする必要があるとは考えていません。</p>
5	<p>せんざんこう科について、「鱗を材料として製造された物品で人が摂取するものその他環境省令で定めるもの、皮革製品」だけでなく、「鱗を原料として製造された装身具」も「加工品」に追加することを検討されたい。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> ・インドではせんざんこうの鱗を用いた指輪が回っており、現時点では国内での販売は確認されていないが、今後オンライン取引等により国内取引が生じる蓋然性は小さくはない。 ・需要の増加や刺激につながる可能性を極力排除すべきである。 	<p>現在、せんざんこう科の鱗を用いた装身具が国内で流通しているとの情報はなく、新たに需要が生じる可能性があるとも言えないため、「鱗を原料として製造された装身具」を規制対象にする必要があるとは考えていません。</p>
6	<p>ヨウムについて、現在国内で飼育されている個体の登録を速やかに認め、将来多年にわたって登録可能としてほしい。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> ・国内で多数のヨウムが飼育及び繁殖されており、登録の簡素化などによる速やかな登録が求められる。 ・ヨウムは長寿命であり、現在国内にある個体の登録が将来的にも認められる必要がある。 	<p>個体等が登録要件に該当すると確認できた場合には、速やかに登録するよう努めて参ります。</p>
7	<p>人為的に飼育繁殖されたヨウムについては、譲渡規制の対象から除</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨウムは繁殖可能であり、国内で流通している多くの個体は海外又は国 	<p>飼育繁殖した個体が種の保存法に基づく個体等の登録要件に該当している場合、その</p>

	外してほしい。		内で繁殖された個体である。これらの繁殖個体の販売は種の保存に影響を及ぼさないため、規制する必要はない。	個体を登録することができません。登録された個体については、譲渡し等の規制の対象外になります。
【その他の意見】				
8	ヨウムが国際希少野生動植物種に指定されたこと及びその規制内容を、所有者以外を含めて、広く一般に知らせしてほしい。	1	・ヨウムは長命であり、所有者の死亡後に譲渡の必要性が生じる場合も想定されるため、所有者以外にも規制や登録方法を周知しておく必要がある。	ヨウムを含め、今回の国際希少野生動植物種の追加等が決定した際には、報道発表を行うとともに、規制内容とともに関係団体等への周知を行うなど、その周知に努めて参ります。
9	国際希少野生動植物種に対する規制自体に正当性がなく、廃止すべきである。	1	・これまでのパブリックコメントの回答等で示された環境省の考えは、嘘やごまかしであり、規制の正当性に欠ける。	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存は、国際的にも緊急の課題であり、我が国も積極的な協力が求められています。このため、本邦において絶滅のおそれのある野生動植物の種のみならず、条約等に基づき我が国がその保存に責任を有する種についても、輸出入及び譲渡し等を規制する措置を講ずることが必要です。